

教育支援のための ガイドライン

改訂版

早期からの一貫した教育支援

就学移行期の教育支援

就学後のフォローアップと柔軟な対応

岩手県教育委員会

はじめに

中央教育審議会初等中等教育分科会による、平成24年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を受け、平成25年9月に障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。

また、文部科学省において、同年10月に「教育支援資料」が作成され、障がいのある子どもの就学相談や就学先の検討等の支援について、子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供できる手続きの在り方等が示されました。これまで、各関係者におかれましては、「教育支援資料」の内容を踏まえ、就学に関する手続き等を進めてきていただいているところです。

令和3年1月には「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する考え方やこれからの方向性が改めて示されました。

この有識者会議を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいことから、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を改定しました。

具体的には、

- 障がいのある子どもの就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について「障害の状態等」、「特に必要な指導内容」、「教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点に基づき整理することを示したこと。
- 従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

などが、改訂されています。

こうした国の動向を踏まえ、県におきましても、平成27年度に作成した特別支援教育指導資料No.43「教育支援のためのガイドライン」を改訂することといたしました。

各市町村教育委員会及び園・学校においては、充実した教育支援を目指し、子ども一人一人の教育的ニーズに応える支援体制の整備と特別支援教育の充実に努めていただくことをお願いします。

末筆ではありますが、貴重な実践を提供いただき、本ガイドラインのとりまとめにお力添えをいただいた関係機関の皆様改めて感謝申し上げます。

令和7年5月

岩手県教育委員会事務局学校教育室

特別支援教育課長

最上 一郎

「教育支援のためのガイドライン」

目 次

1 就学支援にかかわる現状と動向	
（1）就学支援の現状と課題	1
（2）就学支援から教育支援へ	1
2 教育支援の充実のためのガイドライン	
（1）インクルーシブ教育システムの構築	2
（2）早期からの一貫した教育支援	3
（3）就学移行期の教育支援に求められること	4
（4）就学後のフォローアップと柔軟な対応	4
3 今日的な障がいの捉えと対応	
（1）ICFと障がいの種類、程度	5
（2）合理的配慮と基礎的環境整備	6
4 就学に関する事前の相談・支援	
（1）早期からの就学に関する事前の教育相談	8
5 就学先の具体的な検討と決定プロセス	
（1）就学先決定の仕組み	9
（2）学齢簿の作成	9
（3）就学時健康診断の実施	9
（4）保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談	10
（5）市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討	10
（6）教育支援委員会等による専門家からの意見聴取	11
（7）市町村教育委員会による総合的判断と就学先決定	12
6 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス	
（1）基本的な考え方	13
（2）子どもの教育的ニーズの変化の的確な把握	13
（3）継続的な教育相談の実施	13
7 支援ファイルの活用	
（1）充実した支援につながるツール「支援ファイル」	14
（2）個人情報保護について	15
8 市町村教育委員会における教育支援の事例	
事例Ⅰ 幼稚園と小学校における就学支援ファイルを活用した連携（一関市）	16
事例Ⅱ 福祉関係機関と連携した教育支援体制の構築（盛岡市）	20
事例Ⅲ 就学支援ファイル（PASS）の活用（宮古市）	26
9 資料	
（1）関連法令（抜粋）・通知	31
（2）関係資料	54
（3）支援ファイルの紹介（様式）	55

1 就学支援にかかわる現状と動向

(1) 県内の就学支援の現状と課題

ア 現状

市町村教育委員会や各学校で行われている就学支援の内容は、就学先の決定の際の情報提供や相談対応、学校や家庭での生活における日常の支援内容の検討です。

子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的などのような支援が必要であるかの整理を進めながら、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確な支援を提供できる学校や学びの場につなげています。また、関係機関との連携が図られたり、特別支援教育エリアコーディネーターや特別支援学校のセンター的機能、特別支援教育中核コーディネーターを有効に活用したりすることで、早期からの丁寧な教育相談が進められてきています。

一方で、就学先の候補となる学校の見学や教育相談をより計画的に実施するなど、本人や保護者に対しての情報提供を行いながら、子どもの適切な学びの場を検討することが求められていますが、十分な対応がなされていない様子も見受けられます。

イ 課題

特別な支援を必要とする子どもに対しては、その障がいの状況や特性を早期に把握し、早くからその発達に応じた必要な支援を行い、それぞれの学校等で、充実した学習を積み重ね、一人一人の自立や社会参加に結び付けていくことが大切です。

その実現には、就学先決定等の適切な推進、就学後の学習状況の把握を踏まえた学校や学びの場の変更への丁寧な対応などが求められます。

しかしながら、現段階において、以下の状況が見られます。

- ・就学先決定の際の事前の情報共有や十分な理解のもとでの教育相談が実施されていないケースがあります。
- ・就学先決定に向けての一連のプロセスが適切に行われずまま、進められるケースがあります。
- ・学校や学びの場の変更にかかわり、子どもの教育的ニーズに応じた学習状況や必要な支援内容の検討・確認、保護者等との共通理解が十分ではないケースがあります。

(2) 就学支援から教育支援へ

支援を必要とする子どもの障がいの程度から、入学、在籍する学校を決定する就学に関する支援にとどまることなく、就学した後の学校生活において、子どもの教育的ニーズに応じたよりよい支援の在り方を検討し、就学後の学校生活を支援していくことが求められています。

子どもの成長や環境の変化に応じて、必要とする支援の内容や本人及び保護者のニーズが変化することがあること、学校生活において適切な支援を受けることが成長につながることから、就学後も一貫して支援をしていく「教育支援」への転換が必要となっています。

2 教育支援の充実のためのガイドライン

(1) インクルーシブ教育システムの構築

ア 制度の改正

我が国では、平成 18 年の 12 月に国連総会にて採択された「障害者の権利に関する条約」に平成 19 年 9 月に同条約に署名し、平成 26 年 1 月に批准しました。同条約は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、「インクルーシブな教育システム」や「合理的配慮」等の理念を提唱する内容となっています。

このことを受け、これまで我が国では、以下の対応を行ってきました。

- ・平成 19 年、学校教育法の改正により、特別な場で行う「特殊教育」から一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」へ転換。
- ・平成 23 年、障害者基本法改正において、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう必要な施策を講じることとされる。
- ・平成 24 年、中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめる。
- ・これを踏まえ、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日より施行。
- ・平成 28 年、「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められる。

そして、令和元年 9 月に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」による議論が始まり、令和 3 年 1 月に、新たに報告が出されました。

本報告においては、特別支援教育をめぐる状況の変化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障がいのある子どもの教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策が取りまとめられています。

イ インクルーシブ教育システム

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組に加え、「共生社会」の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組の推進が必要とされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」には、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、

多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」とされています。

インクルーシブ教育システム構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すことが必要です。ただし、その場合にはそれぞれの子どもが学ぶ内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごし、生きる力を着実に身に付けていることが重要な条件になります。

そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加のために、その時点での教育的ニーズに的確に応える指導を提供することができる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となります。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要です。

教育的ニーズとは、子ども一人一人の障がいの状態や特性および心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものです。こうして、把握・整理した、子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、子ども及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

(2) 早期からの一貫した教育支援

ア 早期からの教育相談・支援の重要性

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に把握し、早期から発達に応じた必要な支援を行うことは、本人の自立や社会参加に大きな効果があるとともに、その子どもを支える家族に対する支援という観点からも大きな意義があります。

乳幼児健康診査と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校や義務教育学校前期課程（以下単に「小学校」という）との連携を図る事業、子ども支援ネットワークを中心とした事業など、教育委員会と福祉部局が早期から連携し、子どもの発達支援や子育て支援の施策が行われることで、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築していくことが重要です。

イ 一貫した教育支援の重要性

障がいのある子どもが、地域社会の一員として生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、社会全体として、その子どもの自立を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要です。

このため、早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子どもの精神的及び身体的な能力を可能な限り発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められます。

特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した支援」と捉え直し、

個別の教育支援計画の作成・活用等を通して、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方となります。

(3) 就学移行期の教育支援に求められること

移行期の教育支援とは、子どもに対し、必要な支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価し、見直しを行うことにより、よりよい支援を行うことができるようにすることです。

一貫した支援を効果的に進めるためには、支援の主体が替わる移行期の支援に特に留意する必要があります。幾つかある移行期の中でも、小学校や特別支援学校小学部、中学校や特別支援学校中学部、高等学校や特別支援学校高等部への就学移行期における支援の在り方は特に重要です。理由としては、子ども及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期が子どもの成長の節目と対応していること、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を検討する必要があることなどがあげられます。

(4) 就学後のフォローアップと柔軟な対応

ア フォローアップと柔軟な対応

就学の際に決定した「学校」や「学びの場」は、固定したものではなく、一人一人の子どもの発達や適応状況等を勘案し、子どもの教育的ニーズに応じて柔軟に変更できることをすべての関係者が共通理解しておく必要があります。

そのためには、校内の特別支援教育体制の整備をしながら、日常生活の様子や学習の状況を踏まえた教育相談の実施や、個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を定期的で開催し、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしておくことが大切です。

なお、法令に基づく就学先の具体的な検討が始まる前段階においても、就学先決定までの手続きの流れや就学先決定後も柔軟に学校間の転学や学びの場の変更等ができることなどを子ども及び保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

イ 進学や就職、就労に向けた取組

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択することができるよう、子ども一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ることが大切です。その際、実際に進学した場合に必要な教育上の合理的配慮を含む支援の内容の整理等、一人一人の教育的ニーズを踏まえた早期の準備が必要です。また、企業や福祉事業所等への就労のために労働関係機関や障がい福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

社会の中で自立していくための教育という意味で、キャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがあります。社会環境の変化が大きくなってきている中、特別支援教育で行われてきている自立や社会参加に向けた主体的な取組を促す支援、職業教育や職場体験を更に発展させ、充実させていく必要があります。

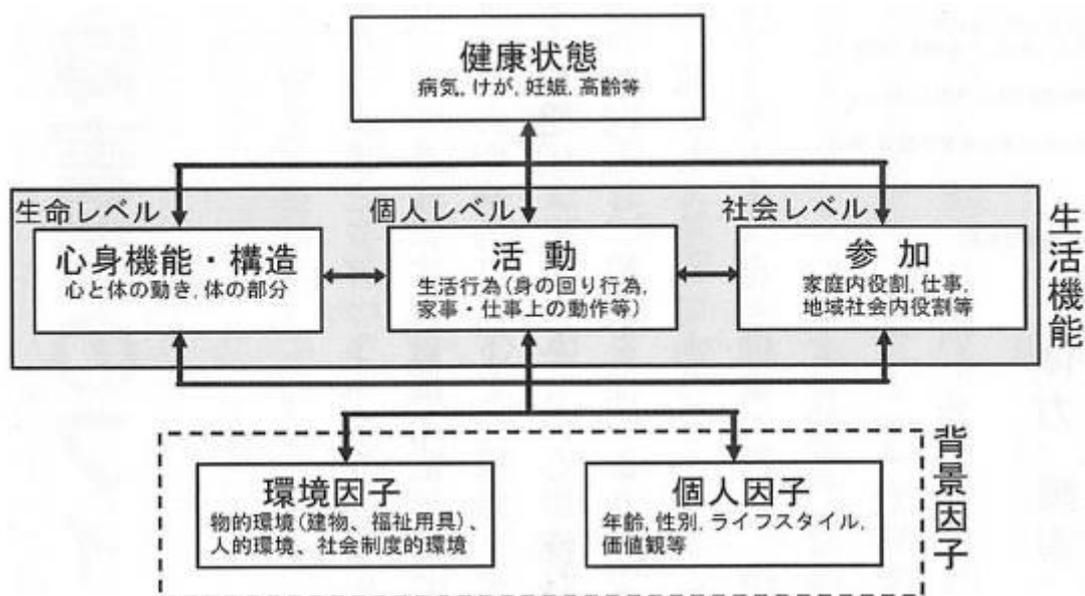
3 今日的な障がいの捉えと対応

(1) ICFと障がいの種類、程度

ア ICFの障がいの捉え方

以前、障がいについては、種々の困難によって一般の人々との間に生ずる社会生活上の不利益等と捉えられていました。平成13年に世界保健機構（WHO）が採択した「国際生活機能分類（ICF）」によると、障がいの状態は、疾病等に基づく側面と社会的な要因による側面でとらえ、疾病等で規定されるだけでなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されています（下図参照）。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」等においても、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるために必要な指導を計画する際には、ICFの障がいの捉え方を踏まえるように示されています。



イ 障がいの種類や状態

我が国においては、学校教育法第72条において特別支援学校における教育の対象となる障がい種として5つの障がい種（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）が規定されています。また、その具体の各障がいの程度については、学校教育法第75条において、政令で定めることが規定されており、これを受け、学校教育法施行令第22条の3において各障がいの程度が定められています。

ウ 就学先決定の在り方

学校教育法施行令第22条の3は、従来は「就学基準」として位置付けられていましたが、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとされています。さらに、この第22条の3に該当するかに加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、子ども及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案し、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへ

と改められました。

また、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長）において、特別支援学級や通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度を示しています。

これは、特別支援学級や通級による指導の対象となる障がいの状態を示したものであり、学びの場については、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、子ども及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案し、個別に判断・決定する必要があります。

（２）合理的配慮と基礎的環境整備

ア 合理的配慮の定義と決定方法

「合理的配慮」は、中央教育審議会初等中等教育分科会報告にて以下のように定義されています。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

なお、「合理的配慮」は、障害者の権利に関する条約において新たな概念として提唱され、「合理的配慮」を否定することは、障がいを理由とする差別に含まれることに留意が必要です。

「合理的配慮」の決定や提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面を勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について個別に判断することになります。

「合理的配慮」は、子ども一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、可能な限り、本人及び保護者と合意形成を図った上で決定し、提供されることが望まれます。

なお、その内容は、個別の教育支援計画に明記されるとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

イ 合理的配慮の観点

「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであることから、具体的かつ網羅的に示すことは困難です。したがって、中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を、以下の３点について類型化した整理をしています。

- ① 教育内容・方法
- ② 支援体制
- ③ 施設・設備

それぞれの学びの場における「合理的配慮」は、上記の観点を踏まえ、個別に決定されます。よって、後述するそれぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況等により、一人一人の子どもに提供される「合理的配慮」は異なります。教育委員会、学校、本人及び保護者の双方で、合理的配慮の確保や提供に関する理解を深める必要があります。

【合理的配慮の観点】

〔観点① 教育内容・方法〕

〈1 教育内容〉

- 1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 1-2 学習内容の変更・調整

〈2 教育方法〉

- 2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 2-2 学習機会や体験の確保
- 2-3 心理面・健康面の配慮

〔観点② 支援体制〕

- 1 専門性のある指導体制の整備
- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 3 災害時等の支援体制の整備

〔観点③ 施設・設備〕

- 1 校内環境のバリアフリー化
- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(参考) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成 24 年 7 月 23 日中央教育審議会初等中等教育分科会)における合理的配慮を提供するに当たっての観点(抜粋)

インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

※ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のホームページ内に、「合理的配慮」の具体的事例がデータベース化されてありますので参考にしてください。

アドレス-<http://inclusive.nise.go.jp/>

ウ 基礎的環境整備

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備のことであり、施設・設備の整備、教材の確保、専門性のある教員、支援員等の人的配置などの整備を基に、設置者及び学校が各学校において障がいのある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供することになります。「合理的配慮」の充実を図る上で「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した過度の負担を課さないように留意する必要があります。

また、「合理的配慮」は「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるもので、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により提供される「合理的配慮」は異なります。

4 就学に関する事前の相談・支援

(1) 早期からの就学に関する事前の教育相談

ア 事前の教育相談に求められる役割

本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動は、早期の段階から計画的に実施していくことが重要と考えます。

就学に関する事前の教育相談においても、できるだけ早い時期から行っていくことが大切であり、求められる役割としては、本人及び保護者の障がい等への理解、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するための本人及び保護者の関わり方、学校における特別支援教育についての情報提供などの支援が考えられます。

イ 事前の教育相談における留意事項

就学に関する事前の教育相談を進めるに当たっては、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、伴走者として対応し、子どもの将来について話し合うことが大切です。

その上で、様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について判断できるような情報を提供していくことが必要です。さらに、子どものできることや発達が進んでいる側面を具体的に示し、今後の目標や課題を明確にしていくことが大切です。

保護者との面談について

① 面談の内容

面談では、子どもの発達や障がいの状態等、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育の内容や方法に関する保護者の意向、就学先となる学校や学びの場について保護者が希望することなどを聴きます。

相談担当者は、保護者に特別支援教育の仕組みや地域の特別支援教育の実施状況、学校や学びの場の特徴などについて具体的に説明するとともに、今後の保護者面談の進め方について保護者の意向を聞き、連絡方法等を確認する必要があります。

② 面談に当たっての主な留意事項

- ・保護者の抱えている悩みを受け止めるという共感的理解に努め、相互の信頼関係を築くこと
- ・相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けること
- ・保護者がうまく関わっている点を伝えるなどして不安を和らげるような対応を心掛けること

就学に係る事務に初めて関わったり、教育行政に初めて携わったりする職員が対応する場合は、保護者との関わりに経験を有する他の職員や学校関係者の協力を得ながら、保護者との円滑な関係構築に努めることが重要です。

5 就学先の具体的な検討と決定プロセス

(1) 就学先の決定の仕組み

市町村教育委員会は、それぞれの市町村に住所がある子どもの適切な就学について、責任を負っています。障がいのある子どもの障がいの状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子どもの課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定することとなります。

その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなりますが、特に市町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

(2) 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、毎年 10 月 31 日までに、その市区町村に住所の存する就学予定者の、10 月 1 日現在の学齢簿を作成しなければなりません。(学校教育法施行令第 2 条)。

この学齢簿の作成により、就学を予定している子どもの氏名が確定していくこととなりますが、学齢簿の作成までの段階における就学に関する事前の相談・支援を中心とした各般の準備(早期からの相談支援体制の充実、関係機関との情報収集・提供ネットワークの構築等)が、円滑な就学事務の実施の観点からは極めて重要です。

また、学齢簿の作成から就学時健康診断の実施に至る過程で、既存の情報がない障がいのある子どもを把握した場合には、早急に子どもの実態把握を行う必要があります。

(3) 就学時健康診断の実施

市町村の教育委員会による就学時の健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に行われており、毎年 11 月 30 日までに実施することが市町村教育委員会に義務付けられています(学校保健安全法施行令第 1 条)。

この就学時の健康診断は、市町村教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校等への就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、就学義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学等に関し適切な措置をとることを目的としています。

1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、市町村によっては 5 歳児健康診査を加えて実施している場合もありますが、その中で、障がいの状態等が明確になっていない幼児や、認定こども園・幼稚園・保育所等への通園・通所歴のない幼児については、就学時の健康診断及びその結果に基づく対応が、就学先の学校や学びの場を決定するための情報を収集する上で特に大きな意味をもつため、慎重を期して実施することが求められています。

(4) 保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

保護者等との実際の意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。

本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなければなりません。

なお、本人の意見については、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられますが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいの状態等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。保護者の思いが、子ども本人の思いや子どもの教育的ニーズとは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。

その際には、保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズとは何かを考えていくことがまずは重要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人及び保護者の意見を十分に聞くとともに、本人及び保護者の状況を十分に把握していくことが重要です。

(5) 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

ア 教育的ニーズの整理

子どもの障がいの状態等は、一人一人異なっていることから、必然的に支援の内容も異なってきます。そのため一人一人の教育的ニーズを整理する必要があります。

教育的ニーズを整理する際に把握する情報としては、次の三つの観点とそれぞれの下位項目として示している具体的な視点を踏まえて整理することが重要です。

- ・ 観点① ○○障がいの状態等の把握
 - (視点) 医学的側面からの把握
 - (視点) 心理学的・教育的側面からの把握
- ・ 観点② ○○障がいのある子どもに特別に必要な指導内容
 - (視点) 就学前までに特別に必要とされる養育の内容
 - (視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容
- ・ 観点③ ○○障がいのある子どもの教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容
 - (視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(H24.7月)の「別表」の観点による配慮の検討

イ 特別な指導や合理的な配慮等の必要な支援の内容を検討

必要な支援の内容を検討する際は、子ども一人一人の教育的ニーズに対し、就学先となる学校や学びの場の違いにより提供可能な教育環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要です。

なお、教育的ニーズを整理するための観点の一つである子どもの障がいの状態等

は、医療機関の診断や療育手帳等の有無のみをもって判断することは適切とは言えません。また、障がいの状態等だけで学校や学びの場の枠組みに当てはめて考えることは厳に避けなければなりません。

(6) 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

また、入学後に学びの場等を再検討することがある場合も、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が関与し、多角的、客観的に検討が行われることが重要です。なお、小中学校等と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。

「教育支援委員会」においては、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが必要です。

【教育支援委員会の機能の拡充】

- 障がいのある子どもの状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。
- 就学移行期においては、市町村教育委員会と連携し、子どもや保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- 市町村教育委員会による就学先の決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- 就学先についての市町村教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

(7) 市町村教育委員会による総合的判断と就学先決定

ア 総合的な判断の基本的な考え方

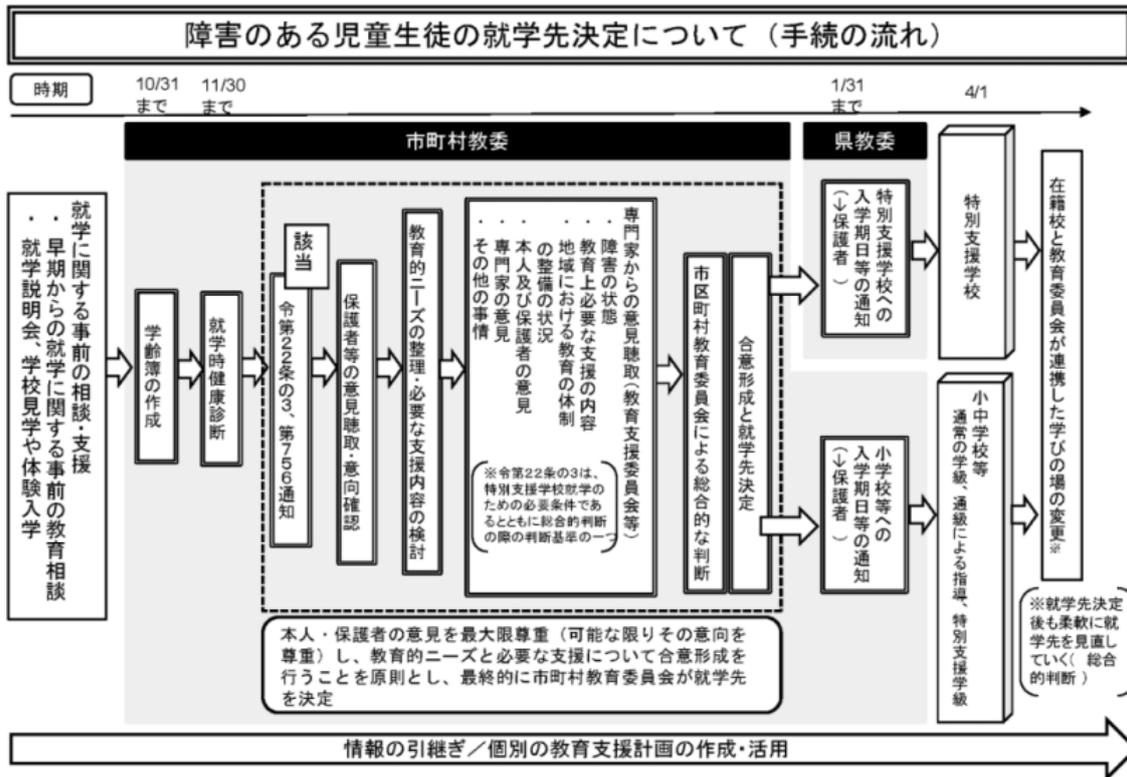
市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

イ 本人及び保護者と教育委員会、学校の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成です。

市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人

及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定することが適当です。



図「障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)」
障害のある子供の教育支援の手引（R3 文部科学省）より

6 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

(1) 基本的な考え方

就学後においても、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子ども一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合についても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

(2) 子どもの教育的ニーズの変化の的確な把握

各学校や学びの場においては、子ども一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握するとともに、その変化にも継続的かつ適切に対応するため、個別の教育支援計画や個別の指導計画のP-D-C-Aサイクルの充実に努める必要があります。

特に、個別の指導計画のP-D-C-Aサイクルの中で蓄積される子ども一人一人の学習状況や結果についての検証は、就学後の学びの場の見直しにつながる重要なものであることから、学校だけに任せるのではなく、市町村教育委員会を起点に関係者が適時・適切に関与し、必要に応じて都道府県教育委員会や特別支援学校が市町村教育委員会等の求めに応じて専門的助言等を行うことのできる体制づくりも必要です。

(3) 継続的な教育相談の実施

子どもの教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き、保護者との教育相談を行う必要があります。

ただし、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子どもの成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。

また、障がいの状態等の変化による、特別支援学校から小中学校等、又は小中学校等から特別支援学校への転学については、いずれも、対象となる子どもが在籍する校長の思料により、その検討が開始されます。

このため、各学校や教育委員会は、継続的な就学に関する教育相談を行うための体制の整備が必要となります。さらに、教育委員会においては、所管する各学校における校内委員会等の体制整備や、専門家チームの派遣や定期的な巡回相談等を通じた、各学校への支援が必要です。

7 支援ファイルの活用

(1) 充実した支援につながるツール「支援ファイル」

ア 支援ファイルとは

支援ファイルとは、障がいのある子ども、あるいは障がいはないが特別な支援を必要とする子どもについて、障がい等の特性、指導・支援の内容、かかわっている支援機関等の情報をまとめることで、関係機関がその子どもの支援に関する情報を共有するとともに、その子どもの就学、進学、卒業等のライフステージの移行において次の支援機関へ支援に関する情報を円滑に引き継ぐための資料（綴り）です。

制度上位置づけられているものではないことから、「相談支援ファイル（乳幼児期に保健福祉が主になって作成）」や「就学支援ファイル（就学時に教育が主になって作成）」などと名称や形態は様々ですが、ファイリング方式で必要に応じてシートや関係資料が綴られるケースが一般的です。

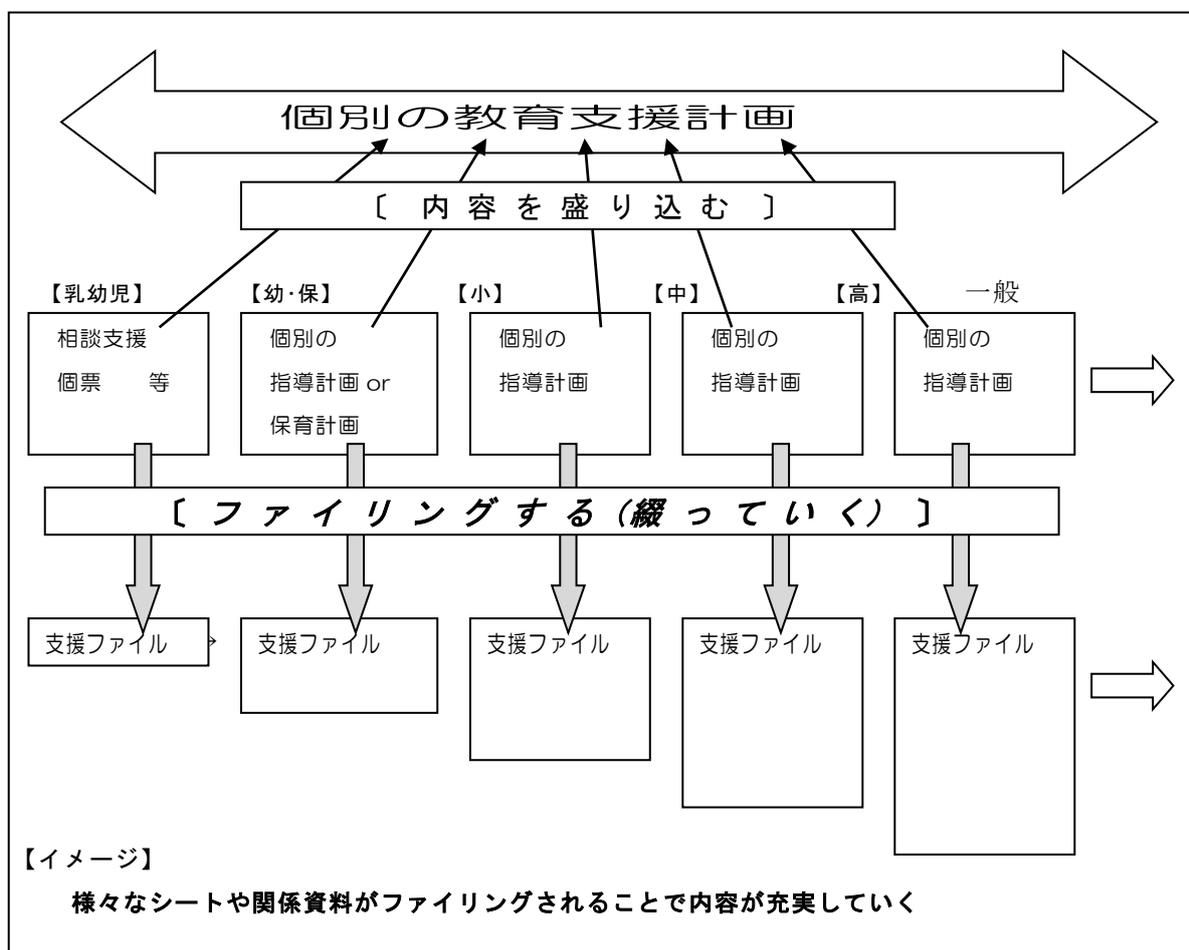


図 支援ファイルと個別の指導計画（個別の教育支援計画）等との関連（例）

* 個別の教育支援計画と支援ファイルが同じ機能をもつということで統一して活用している地域もあります。

イ 支援ファイルの作成と活用

今後の教育支援において重要な、早期からの対応、適切な支援の提供を考えると、就学時健康診断後ではなく、各乳幼児健診後、あるいは支援が必要とわかった時点で相談が開始され、必要に応じてファイルが整備されていくことが望まれます。時間をかけて、保護者と子どもにとって望ましい教育について話し合っていく過程で、教育の場についても検討されることが求められます。

また、小学校や中学校、高等学校に入学後は、そのファイルを引き継ぎ、保護者やこれまで療育、保育、教育を担当してきた関係者から可能な範囲で過去の情報も収集し、子どもの指導、支援に役立てることが重要です。なお、ファイルの整備や引き継ぎに関しては、保護者の承諾を得ることが原則です。保護者の同意を得ながら、様々な情報が支援ファイルとともに就学先の園や学校、あるいは社会生活に確実に引き継がれ、これまでの支援や保護者の願いをベースに支援が継続されていくことが重要です。

また、実際の作成については、各市町村の教育委員会や保健福祉等の機関（自立支援協議会の子ども療育部会等）等が各市町村の実情に応じて進めることとなります。

(2) 個人情報の保護について

ア 本人、保護者の同意

支援ファイルの作成や情報の提供にあたっては、保護者（必要に応じて本人も）に対して、目的や理由、有益性等を説明し、同意を得ることが必要です。なお、他機関等に情報として提供する場合には、その都度、同意を得ることが必要です。

イ 作成者の制限及び収集内容の確認

支援ファイルを作成することができるのは、対象の子どもの指導、支援する人物に限られます。具体的には、保護者、担任等の保育士や教諭、相談等を行う行政や相談機関等の職員が想定されます。

また、作成、記録した人物が特定できるよう、資料には作成日、作成者の所属、職、氏名を記録する必要があります。支援ファイルに誤った内容が記載されることを防ぐため、記載された内容については複数の関係者で確認及び必要に応じて修正が図られる必要があります。

具体的には、学校であれば校内教育支援委員会や特別支援教育校内委員会、行政関係であれば市町村教育支援委員会や自立支援協議会、または、組織の支援者が関係するケース会議等の場が想定されます。

ウ 提供先の制限

情報の提供先は、対象の子どもの指導支援に支援ファイルを必要とする機関であるとともに、確実に個人情報の守秘義務が果たされる機関である必要があります。

なお、情報提供の際は保護者の承諾を得ることに加え、どこへ引き継ぎや情報の提供を行ったかが記録に残るようにする必要があります。

8 市町村教育委員会における教育支援の事例

事例Ⅰ 幼稚園と小学校における就学支援ファイルを活用した連携（一関市）

（1）幼児期巡回相談の取組

ア 幼児期における特別支援教育の組織

本市には、幼児期特別支援コーディネーターが市の職員として配置されている。また、幼児期特別支援コーディネーターを中心とし、幼稚園職員や保健師、特別支援学校教諭などで構成された幼児期巡回相談員がおり、組織的に幼児の様子を観察し情報を共有する場「巡回相談員会議」を年に5回開催している。

イ 特別支援コーディネーター会議

年度初めに、市内の保育園・幼稚園・こども園すべての園内コーディネーターが参加する特別支援コーディネーター会議をもち、本市の特別支援の仕組みや巡回相談等について共通理解を図っている。

ウ 幼児期巡回相談

私立も含めた全ての園より「特別な支援が必要な幼児」の名簿の提出を求めている。その名簿を基に、幼児期巡回相談員が園を訪問し幼児の観察をする。その後、カンファレンスの時間をとり、名簿上の幼児の様子を中心にした実態把握、また、必要に応じて支援内容の助言や関係機関等の紹介を行う。

このように、年少時から幼児一人一人に目を向け、就学前に行動調整をしたり、関係機関と繋げたりすることで、就学してからの当該児の困り感が軽減される等、児童・保護者への支援につながっている。また、巡回相談会議資料は当該児にとっての適切な支援の把握や引継ぎのための基礎資料にもなっている。

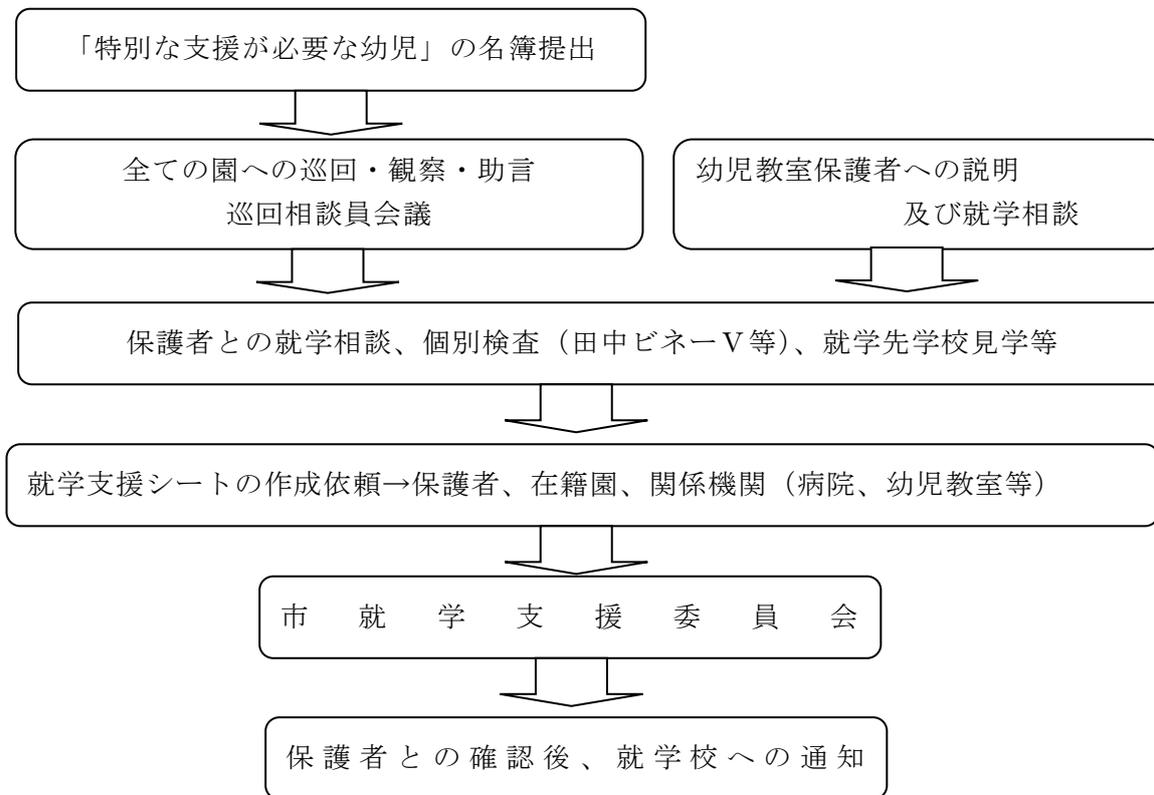
【園作成名簿の様式】

幼様式1-2 秘 令和 年度 特別な支援を必要とする幼児教育相談名簿 (発達・成長に必要な何らかの支援を必要とする幼児)						
				園名		
				園長名		
	クラスごとに分け、クラス全体の人数もご記入ください。			記入年月日		
	() 歳児・クラス名 (組) ・在籍数 (人)			記入者名		
NO	氏名 生年月日	性別	幼児の困難の特徴	連携機関・病院 (診断・検査等)	その他(加記の有無、 家庭状況等)	就学予定校 (5歳児のみ)
1						
2						
3						

*年齢別(クラス別)に観察を希望する幼児の順に記入ください。

(2) 就学前の対応

◎ 就学児の就学までの流れ



ア 保護者との就学相談

巡回やこども家庭課で行っている発達相談等で「支援が必要ではないかと思われる幼児」の保護者に対し就学に係る相談を行う。主に、「幼児教室に通所」「放課後児童支援施設通所」「各地域保健師からの申し出」「就学時健診の検査で境界線以下の幼児が対象である。

就学相談時に個別の検査も同時に行ったり、必要であれば特別支援学級や特別支援学校の見学が可能であることを伝えたりし、当該児の状況や就学先への見通しをもてるような手立てをとっている。

また、こども家庭課主催で就学説明会を行う際、教育委員会も連携しながら、保護者から就学に関わる聞き取りをし、相談に応じている。

イ 就学支援シートの作成

就学相談の際に、保護者の就学への希望を①「引継ぎの希望なし」②「引継ぎのみ希望」③「就学先での個別の支援を希望」の3つに分類し、②③を希望している場合は、「個別の支援シート（I I S S）」の作成を進める。

個別の支援シートは、「保護者」「在籍園」「関係機関（医療・福祉等）」がそれぞれ作成し、一つにまとめたものである。このシートは、引継ぎの資料と市就学支援委員会での協議資料を兼ねており、関係機関で資料を共有することについて保護者の同意を得ている。

(3) 個別支援シート（I I S S）の活用

個別の支援シート（以降I I S S）は、1枚目を保護者が作成し、関係機関と資料を共有することへの同意書も兼ねている。2枚目は、在籍園、及び幼児教室、幼児ことばの教室、子育て支援施設等の情報を集約し作成する。

I I S S	
I (Ichinoseki : 一関)	I (Individual : 個別)
S (Support : 支援)	S (System : システム)

ア 保護者作成資料（1枚目）

① 内容項目

- 基礎情報
 - ・氏名・生年月日・住所・連絡先
 - ・就学予定小学校名・在籍園名
 - ・家族構成（年齢、職業）
- 当該児の特性に関わる情報
 - ・診断名等（診断機関、担当医師名、服薬・手帳の有無等）
- 保護者から
 - ・生活面　・行動面　・対人関係面　・その他
- 同意書

② 同意書の内容

同意書	個人情報保護に関する法律、及び一関市個人情報保護条例に基づき、必要情報を個別の支援シート（I I S S）としてまとめ、引き継いでいくことに同意します。 また、保護者が特別な申し立てをしない限り、必要に応じて関係機関が連携する際の資料とすることにも同意します。 令和　年　月　日 保護者氏名
-----	--

I I S Sの最後の項目を「同意書」とし、保護者より署名いただく。

イ 在籍園等作成資料（2枚目）

① 内容項目

- 本児の特性
- 園での様子と主な支援（生活面、行動面、対人関係面、その他。また、その重要度）
- 関係機関からの情報（病院、保健センター、幼児教室、児童相談所等）
- 心理検査等の記録（検査機関名、検査の種類、検査日、検査結果）

【記入例の一部】※吹出し部分は、記入の際の注意事項

個別の支援シート（I I S S）		幼児氏名	関係機関・幼稚園・こども園・保育園記入用紙 (記入日：令和 年 月 日)	
本児の特性	<p>・ことばの理解が乏しいが、周りを見て理解したり、動いたりすることができる。</p> <p>・新しいことや、初めてのこと、初めての人に対して警戒心や不安感が強く、抵抗を示すことが多いが、事前に説明をすることで安心して過ごすことができる。</p> <p>・変更があると不安定になりやすく、自分の思いを通そうとするが、変更があることと、理由をわかるように知らせると納得できる。</p>			
園の主な支援	項目	園での支援内容		重要度
	生活面	<p>・気持ちを切り替える時には、やることを急に指示するのではなく、徐々に気持ちを切り替えられるように事前に声をかけておくとう有効である。</p> <p>・それでも難しい時は、何度も声をかけるよりは、少しの間構わずにおいて、こる合いを見て声をかけると切り替えられる。</p>		
	行動面	<p>・言葉の理解が伴わないので、飽きてくるとどうしても周りにちょっかいを出すことが多いので、視覚的に理解を促すような働きかけが必要である。</p> <p>・事前に行動を示すとともに、うまくいかなかったときにどのような行動をしたらいいかを教える必要がある。</p>		
	対人関係面	<p>・自分の気持ちを言語化できるように、ことばでの感情表現の仕方を教える。</p> <p>・トラブルがあったときに子ども同士のやり取りを図解するなど、理解しやすい方法でお互いの気持ちを確認しながら、納得できるようにする。</p> <p>・感情の理解については、時間がかかるが、伝えていくことが大切である。</p>		
	その他			
関係機関からの情報 (病院・こども家庭課等)	<p>療育教室等の情報については、子育て支援センターで記入します。</p> <p>検査結果は、子育て支援センターで記入します。</p>			
心理検査等の記録	検査機関	検査の種類	検査日	検査結果
	児童相談所	田中ビネーV	年 月 日 (歳 か月)	知的能力は平均。 ただし、ことばの理解が乏しく、課題が理解できないことがあった。詳細は別紙。

(4) 今後の課題

- 園によって「特別な支援を必要とする幼児教育相談名簿」に掲載する人数に大きな差があることから、園内委員会を各園で開催したうえで、支援を必要とする幼児の情報を市と共有することについて園に周知していくこと。
- 「個別の支援シート（I I S S）シート」による引継ぎの際、特に配慮を要する就学児について市特別支援コーディネーターと連携することを継続しながら、就学後のスムーズな支援につなげていくこと。

事例Ⅱ 福祉関係機関と連携した教育支援体制の構築（盛岡市）

（１）はじめに

特別な教育的ニーズのある児童生徒の就学にあたっては、保護者への事前の情報提供や就学に関するガイダンス、特別な支援を必要とする幼児の把握等を大切にしていかなければならない。また、就学後においても、フォローアップと学びの場の柔軟な変更が必要である。そのためにも、市教育委員会独自の取組に加え、福祉関係機関等と連携した取組を行うことが、円滑な就学先決定に向けた第一歩であり、その後の学校生活につながるものであると考える。

（２）就学期における取組

ア 保護者への事前の情報提供・就学に関するガイダンス

市教育委員会では、1学期に小中学校の特別支援学級等の参観日を設定し、その日にちや内容を幼稚園・保育所、福祉関係機関等を通して保護者に提供している。また、市教育委員会で行っている教育相談や幼児ことばの教室についてのリーフレットも同様の方法で提供している。

年間を通して実施している教育相談や、市保健所の親子教室等を活用した研修の場においては、市教育委員会で作成した「小学校入学ガイドブック」（【資料1】参照）や「就学先決定に向けての取組」等のリーフレット、各小中学校や特別支援学校等の学校要覧・ホームページ、全国特別支援教育推進連盟が作成した冊子「子どものニーズに応じた教育的支援のために」等を活用して、就学までの流れや、特別支援教育等についての具体的な理解が図られるようにしている。

なお、盛岡市障がい児教育推進協議会は、盛岡市における障がいのある子どもの教育に関係する機関や団体で構成され、市教育委員会が事務局となっている。年に2回の研修の機会には、広く市民の方にも参加を呼びかけ、幼児期の保護者から地域を支える民生委員の方まで、幅広い方々に参加いただいている。近年は、小中学校特別支援学級における教育実践、インクルーシブ教育システムの構築に向けた講話、療育機関と教育機関の連携、愛着障がいへの対応などの内容で開催している。

イ 就学期における特別な支援を必要とする幼児の把握

市教育委員会では、毎年5月、「特別な支援が必要と思われる幼児の調査」を、盛岡市内及び近郊の幼稚園保育所等の協力を得ながら実施している。ここで得られた調査結果は、その後の教育相談や就学後の指導・支援を検討する際の基礎資料として活用している。

また、市健康推進課が管轄している盛岡市乳幼児総合診査（愛称：もりっこ健診）では、市保健所における定期健康診断や訪問指導で把握した乳幼児や、医療・福祉機関からの紹介、保護者が希望する乳幼児などを対象として、小児科医、精神発達専門員、作業療法士、栄養士、保健師等による健診を進めている。診査後は、毎月開催される常任委員会での報告・検討が行われる。常任委員会は、医師に加え、市教育委員会指導主事により構成されている。市教育委員会としては、就学期を迎えるまでの間の子どもの育ちを把握するための貴重な機会となっている。

さらには、市教育委員会指導主事や市教育研究所員による、幼稚園や保育所等訪問支援等の取組が、特別な支援を必要とする幼児の把握にもつながっている。

発達や学びの連続性を保障するためには、市教育委員会における把握だけではなく、小学校教員による把握も大切なことである。本市においては研修会の実施、各小学校区における保幼小連絡会の設置、小学校教員による園訪問や幼稚園教員による小学校訪問の実施等、幼小接続の取組を推進している。

小学校入学 ガイドブック



**「子どもたち一人一人に、
自立して社会で生きていくための基礎を育む」**

入学に向けて

入学についての相談窓口
学区や手続きについての相談窓口は、「盛岡市教育委員会 学務教職員課 学事助成係」です。
就学時健康診断や特別支援学級等についての相談窓口は、「盛岡市教育委員会 学校教育課」です。

就学時健康診断
就学時健康診断の日時や場所は、9月に各家庭へのお知らせがあり、10月に行われます。

岩手県盛岡市教育委員会 学校教育課

小学校 って、こんなところ

A小学校の主な行事と生活時程

月	主な行事	項目	時程
4	始業式、入学式、1年生を迎える会、 参観日、PTA総会、交通安全教室、 家庭訪問	児童登校	～ 8:15
5	児童総会、運動会、遠足	朝学習	8:15～ 8:25
6	特別支援合同運動会、園科指導、 プール開き、読書教室	朝の会	8:25～ 8:35
7	陸上記録会、期末面談、終業式、 水泳記録会	1 校時	8:40～ 9:25
8	始業式、夏休み作品展	2 校時	9:30～10:15
9	避難訓練、プール納め、参観日、 林間学校、球技大会、 猛獣アジアンブル大会	3 校時	10:15～10:35
10	修学旅行、マラソン大会、PTA作業、 就学時健康診断、学習発表会	4 校時	10:40～11:25
11	特別支援合同作品展、連合音楽会	5 校時	11:30～12:15
12	期末面談、終業式	給食	12:15～13:05
1	始業式、小学校進形展	昼休み	13:05～13:30
2	スキー教室、入学説明会、参観日、 6年生を送る会	清掃	13:35～13:55
3	児童総会、修了式、卒業式、離任式	6 校時	14:00～14:45
		7 校時	14:50～15:35
		8 校時	15:35～15:50
		夏	～18:30
		冬	～18:10

就学先の決定

教育相談や、10月に行われる就学時健康診断の様子を踏まえながら、教育委員会は、就学先の決定に当たり、保護者や専門家の意見を聞いた上で、子どもの様子、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況などを総合的に勘案して、就学先を決定します。
保護者の皆様は、見学等を行うなどして、地域にどのような学校や学級があるのか確認しておくことが大切です。
なお、入学後も、子どもの成長の様子などに応じて、柔軟に就学先を見直していきます。

10月	11月	12月	1月～3月	4月
就学時健康診断	総合的な判断による 就学先の決定	必要に応じて、幼稚園等を訪問し、 参観や個別検査、保護者面談、 担任面談などを行います。	就学通知	入学説明会

お住まいの近くの学校で行います。日時や場所は、市教育委員会から家庭に通知されます。

子どもの様子、教育上必要な支援の内容、教育の体制整備の状況などを総合的に勘案して、就学先を決定します。

【資料1】小学校入学ガイドブック ※一部抜粋

ウ 就学に関する総合的な取組

具体の就学先の検討・決定段階においては、保護者面談、園や関係機関からの情報収集、行動場面の観察、学校見学等の実施等の取組を経て、①障がいの状態、②本人の教育的ニーズ、③本人・保護者の意見、④教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、⑤学校や地域の状況等を踏まえ、市教育委員会が就学先の決定を行う（【資料2】参照）。その判断に資するよう、盛岡市教育支援委員会を設置して審議を行う。総合的な判断を行うことが必要であることから、盛岡市教育支援委員会は、医療機関や保健所、福祉機関、幼児教育・保育機関、療育機関、教育関係者といった就学移行期に携わる方々によって構成されている。

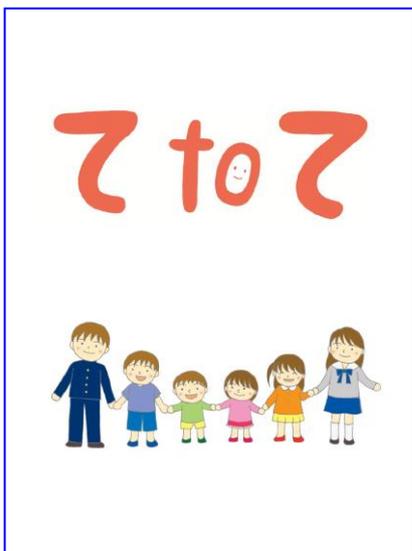


【資料2】本市における就学の流れ

Ⅱ 盛岡市自立支援協議会協議会子ども発達支援分科会による連携

市障がい福祉課では、障がい児に対する療育・保育・教育の一貫した早期支援体制の構築を図るための協議・連携の場として盛岡市自立支援協議会子ども発達支援分科会を設置している。盛岡市子ども支援連絡会は、保健、福祉、教育、学識経験者等による委員構成となっており、各分野の委員が所属していることにより、インフラやネットワークの確認等について多面的かつ活発な協議が行われている。

また、市障がい福祉課では、「担当の人が代わるたびに、同じ説明を何度もさせられる」、「いろいろな手帳や資料をもらうけれど整理が大変」などの保護者の声から、数枚のフェイスシートと、関係書類をクリアファイルに収納していくバインダー形式の「盛岡市支援ファイル て to て」（【資料3】参照）を作成した。平成27年度にモニターからの意見を参考にして修正を加え、平成27年度から配付・活用されている。



【資料3】盛岡市支援ファイル て to て

盛岡市支援ファイル て to て の構成

- ◆お子さんのプロフィール、家族構成
病院や療育の場などでよく尋ねられる基本情報です。
- ◆お子さんの写真・好きなことなど
お子さんの様子を他の人に伝えたいときに使えます。
- ◆生育歴
出生からこれまでの育ちの様子を記入できます。
- ◆かかりつけ医、相談機関、療育・教育機関
サポートしている場の連絡先等を整理して記入できます。
受診歴や相談歴などを知る資料にもなります。
- ◆相談記録メモ、病院受診メモ
相談や受診の記録を書き留めておきます。
- ◆ママにやさしい相談機関
盛岡市内の身近な相談機関の一覧です。
- ◆フォルダ
母子手帳、診断書、受給者証などを保管できます。フォルダはふた付きですから、中身の脱落を防げます。「ふたはわずらわしい！」というときは、中に折り込んで使えます。

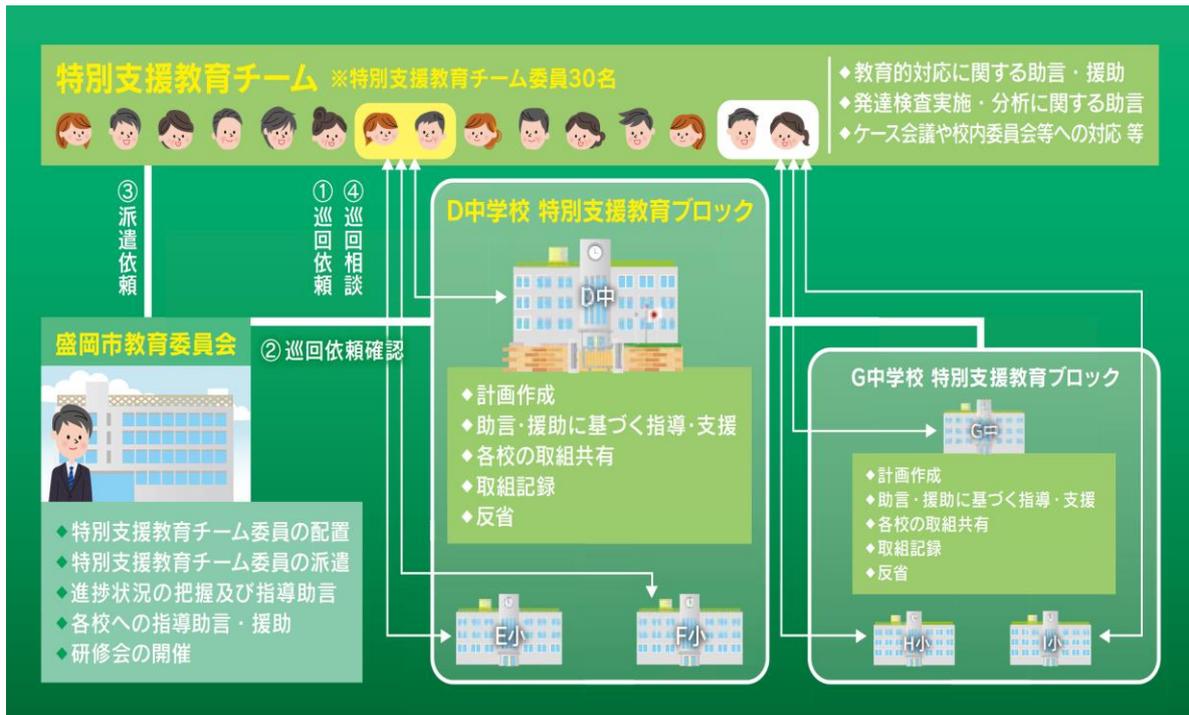
オ 「就学支援シート」の作成・活用

市教育委員会では、特別な支援を必要とする幼児に係る「就学支援シート」の作成・活用を行っている（7 資料参照）。「就学支援シート」は、市教育委員会や、医療・福祉機関等における教育相談、各幼稚園・保育所から保護者に個別配付されるものである。保護者は、幼稚園・保育所等と協力して作成し、保護者から就学予定の学校に提出される。就学予定の学校は、記載内容をもとにしながら、幼児期からの一貫した指導・支援及び、就学後における適切な指導と必要な支援につなげていく。この「就学支援シート」は、「盛岡市支援ファイル て to て」に収納され、保管・活用されていく。

(3) 就学後における取組

ア 特別支援教育チームによる巡回相談

市内小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要としている子どもに対し、特別支援教育チームによる巡回相談を実施している。市内を22ブロックに分け、2名ずつの特別支援教育チーム委員を配置し、ブロック毎に特別支援教育チーム委員による巡回相談を行っている（【資料4】参照）。巡回相談では、教育的対応に関する指導・助言や、ケースカンファレンス・校内委員会等への対応などを行っている。特別支援教育チーム委員は、教員だけではなく、医師や在宅医療連携拠点事業所員等を加えた構成となっている。



【資料4】特別支援教育チームによる巡回相談概要図

イ スクールソーシャルワーカー等を活用した福祉関係機関との連携

県教育委員会は、スクールソーシャルワーカーを任用し、市町村教育委員会に派遣している。当市においても、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整、校内における特別支援教育を含むチーム体制の構築・支援などにおいて、その専門性を発揮いただいている。

問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを考える場合、校内のチーム体制はもちろんのこと、特別支援教育チーム委員や市子ども未来部、市障がい福祉課、県福祉総合相談センター等との連携が必要となることも多い。それぞれの事例におけるスクールソーシャルワーカーの必要性は年々高まってきているとともに、教育機関と福祉関係機関との実務レベルにおける連携が積み重なってきている。

(4) 成果と課題

ア 成果

- ・新たな事業を立ち上げるのではなく、福祉関係機関を含む関係各課の取組を、教育支援の視点で意味付けて活用していくことにより、持続可能な取組につながっている。
- ・福祉関係機関を含む関係各課の取組に、他課の実務担当者が参画することにより横断的かつ発展的な取組につながっている。

イ 課題

- ・特別支援教育に係る教育相談や望ましい支援環境の整備、個に合わせた指導や支援等に長けた教職員の人材育成が急務である。

(5) おわりに

近年、問題を抱える子どもへの働きかけだけでなく、子どもが置かれた環境への働きかけが必要となるケースが少なくない。教育支援の推進のために、今後、ますます教育機関と福祉機関等との連携は大切なものになってくるものと考えている。

事例Ⅲ 就学支援ファイル（PASS）の活用（宮古市）

（１）就学支援ファイル導入の経緯

宮古市では、就学支援ファイルの総称を PASS（パス）と呼んでいる。

PASS は、Personal（ひとりひとりを）Assistance（支援する）Sheet（書類）System（仕組み）、これらの頭文字をとった造語で、宮古圏域障がい者自立支援協議会によって作成、提案されたものを導入したものである。

PASS は、子どもの困りの部分だけでなく、就学前での支援の内容や取組の結果を、学習面、情緒面、運動、社会性、感覚等について記入するほか、基本的な生活習慣の様子や健康・医療面についても記入でき、それを引継ぎ資料として就学先に送り届けるようになって

いる。
宮古市では、平成 21 年度から PASS の利用を段階的に進め、併せて従来の教育支援の仕組みの見直しを行ってきた。



（２）導入後の取組等

PASS の利活用を進めるため、作成による負担を減らし合理化を図るため、必要に応じて工夫をしてきた。

ア 様式の共通利用

PASS は当初、「引継ぎ資料」を指すものとして考えられたが、現在では「子どもを支援（理解）するための情報パッケージ」と考え、様式の組み合わせにより「教育支援委員会資料（委員会資料）」や「支援情報の引継ぎ資料（引継ぎ資料）」として活用している。教育支援委員会に諮問する際に作成した資料を、引継ぎ資料にも活用することで事務の簡素化・効率化を図っている。また、岩手県の「引継ぎシート」を PASS の「フェイスシート」とし、校種間の引継ぎの際には PASS を引き継ぐことで県の「引継ぎシート」も引き継がれる形を取っている。

【PASS の様式と使い分け（小中学校の場合）】

●小中学校版 Ver. R3

種 類	内 容	委員会資料	引継ぎ資料
表紙・同意書 	作成機関、進学先、記載対象となっている児童生徒の名前、引き継ぎについての保護者の同意について記載します。	不要	○

フェイスシート (県様式+補足)		本人のプロフィール(医療情報、家族構成、出席状況、学校での様子、)・進学先や将来についての希望・これまでの心理検査等の結果・生活地図について記載します。	○	○
現状・課題、結果シート		学校での様子について、現状と課題、結果を記載します。 ※アセスメントシートとしても利用できます。 ※該当しない部分は、記入不要です。	○	○
個別の指導計画・結果シート		「現状と課題」に基づいた指導計画とその結果について記載します。 ※特別支援学級在籍児童・生徒は作成義務があります。	通常在籍 任意 特別支援 ○	通常在籍 任意 特別支援 ○
学校における合理的配慮の観点整理シート		学校において行ってきた配慮事項について、観点別に記載します。 合理的配慮の引継ぎとして使用します。	不要	○
保護者との相談記録		保護者との就学相談の経過を記載します。 また、最終的な進学先の報告にも使用します。	○	不要

イ 令和6年度の主な改訂点

① 個別の指導計画と結果シートを教育支援委員会資料として提出

PASSの一部である個別の指導計画を教育支援委員会資料として提出することで、各学校の指導状況を教育支援委員会として把握できるようにした。

14 個別の指導計画と結果(各学年において作成)

旧

今年度の目標

特別支援学級在籍児童は必ず作成してください。

14 個別の指導計画と結果(通常支援学級在籍児童は任意)

新

今年度の目標

② 中学校のシートに具体的な進学希望高校を記入

早期から卒業後を見据えて教育相談を行うことを促している。

10.今後の在籍及び進学先についての希望

旧

本人の希望	保護者の希望

10.今後の在籍及び進学先についての希望

新

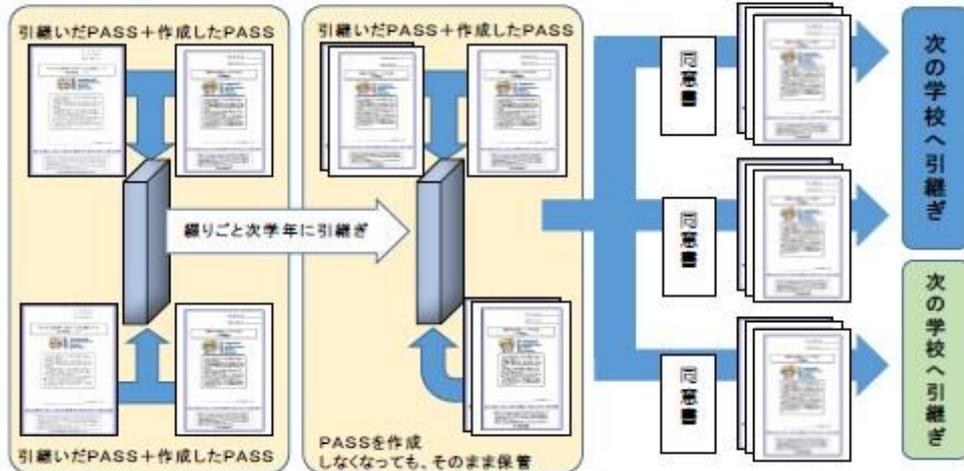
本人の希望	保護者の希望
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">進学希望校</div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">進学希望校</div>

オ 学校内、学校間での引継ぎのイメージ化

学年での管理と引継ぎ及びライフステージでの引継ぎのイメージ

PASSの管理と学年間の引継ぎの例

学校でのPASSの運用の一例



① 引継いだPASSと新たに作成したPASSを合わせ、更にそれを学年毎のPASSの綴りで管理します。冊段から全員が見られる状態にしておきます。

② 年度末に綴りごと、次の学年に引継ぎます。

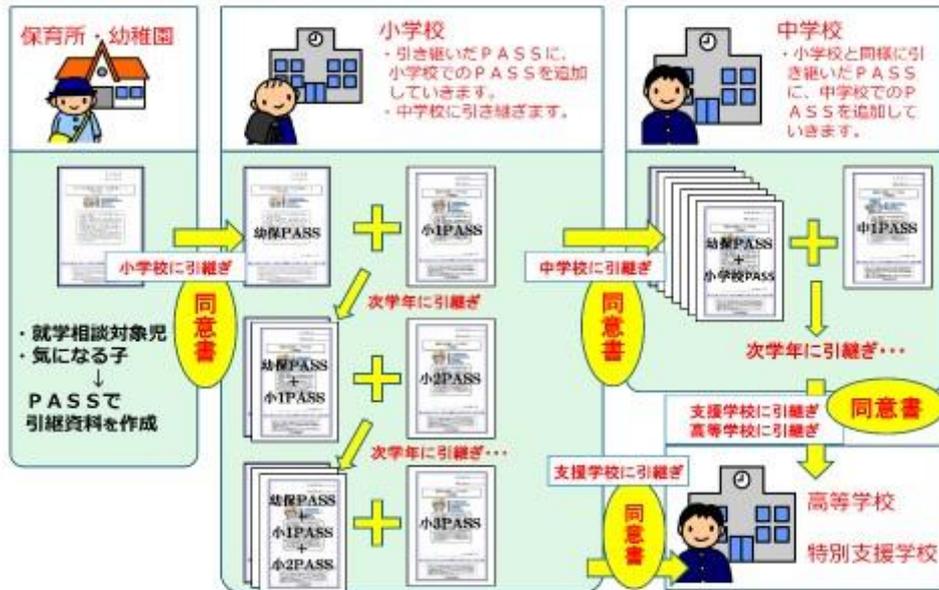
③ PASSを作成しなくてもよい状態になっても、卒業までそのまま綴っておきます。

④ 卒業時には、同意書とともに次の学校に引継ぎます。

※綴り（冊子）とともに、パソコン上のファイルで管理する方法もあります。

- ・学校のパソコンに共通フォルダを作り、PASSのファイルをそこに保管します。
- ・担任以外も書き込んで良いシートを作り、気づいたことを書き込んでいきます。
- ・年度末に担任が次の担任にファイルを引継ぎます。

ライフステージ間の引継ぎのイメージ



カ 保護者向けの案内書の作成

PASS の利用を保護者に分かりやすく説明するためのリーフレットを作成した（幼保向け、小中向けの2種）。また、それに合わせて「入学1年前からガイドブック」と「入学にむけての相談会のごあんない」を作成し、就学相談の流れの中で、PASS の作成を促せるようにした。

入学の1年前から
ガイドブック
B4 版両面 2つ折

入学に向けての相談
A3 版両面 2つ折

PASS 利用案内
A4 版両面

(3) 成果と課題

ア 成果

- ・宮古市の教育関係者の PASS による認知度が高まり、作成や引継が円滑に行われるようになってきている。
- ・PASS の引継ぎにより特に通常の学級に入学した特別な支援を要する児童への支援が適切に行われるようになってきている。
- ・保護者向け案内文書の配付や入学に向けた相談会での紹介により、保護者が PASS による引継ぎのメリットを理解し、積極的な作成につながっている。
- ・教育支援委員会の審議資料として PASS の様式を用いることで、引継ぎへの活用が定着している。

イ 課題

- ・PASS によって引き継がれた児童生徒の支援に関する情報を、指導・支援の充実により活かしていくこと。
- ・PASS の作成と引継ぎの負担軽減のため、様式の更なる改善を図ることと、デジタル化について検討していくこと。

9 資料

(1) 関連法令（抜粋）・通知

【学校教育法】

〔就学義務〕

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前 2 項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 特別支援教育

〔目的〕

第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

〔目的の明示〕

第 73 条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

〔助言又は援助〕

第 74 条 特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

〔障害の程度〕

第 75 条 第 72 条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

※政令の定め←学校教育法施行令 22 条の 3

〔特別支援学校の設置義務〕

第 80 条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

〔特別支援学級〕

第 81 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学校教育法施行令】

〔学齢簿の編成〕

第 1 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編成しなければならない。

- 2 前項の規定による学齢簿の編成は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。
- 3 （条文省略）
- 4 （条文省略）

第 2 条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第 1 項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

〔入学期日等の通知、学校の指定〕

第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第 22

条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第六条の第1項、第7条及び第8条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった就学予定者については、適用しない。

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学するものを除く。）

二 次条第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）

四 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）

六 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視聴覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者

の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があった旨を通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第1項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第6条の4 学齢児童又は学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔区域外就学等〕

第9条 児童生徒をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校に又は中等教育学校に在学するものが小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔特別支援学校への就学についての通知〕

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及

び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（中略）を送付しなければならない。
- 3 第2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった者については、適用しない。

第11条の2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応答する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

- 2 第11条の規定は、第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第12条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

〔学齢簿の加除訂正の通知〕

第13条 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第3条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔区域外就学等の届出の通知〕

第13条の2 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第9条第1項又は第17条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定〕

第14条 都道府県の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第11条第1項（第11条の2において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第15条 都道府県の教育委員会は、前条第1項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第2項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第16条 都道府県の教育委員会は、第14条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第1項の通知をしなければならない。

〔区域外就学等〕

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第18条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取〕

第18条2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含

む。)の通知を使用とするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

〔全課程修了者の通知〕

第22条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔視覚障害者等の障害の程度〕

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度の達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーゾメータによる。

【学校教育法施行規則】

〔学齢簿の作成〕

第31条 学校教育法施行令第2条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において

行うものとする。

〔就学義務の猶予又は免除等〕

第 34 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足りる書類を添えなければならない。

第 35 条 学校教育法第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

〔特別支援学級に係る教育課程の特例〕

第 138 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

〔障害に応じた特別の教育課程（通級による指導）〕

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別な指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

◎学校教育法施行令の一部改正について（通知）

25 文科初第 655 号
平成 25 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中 伸一

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第 18 条の 2 関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

◎障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度もの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

◎障害のある子どもの教育支援の手引～子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）

3 文科初第 608 号
令和 3 年 6 月 30 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた 殿
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(公印省略)

「障害のある子どもの教育支援の手引～子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和 3 年 1 月）及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和 3 年 1 月）」が取りまとめられ、障害のある子どもの就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよう、「教育支援資料～障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～（平成 25 年 10 月）」の内容を充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障がいのある子どもの教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子どもの教育支援の手引～子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分にご了知の上、本手引の活用により、子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、域内の各市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いいたします。

記

第1 改訂の基本方針

1 一貫した教育支援の充実

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が変わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子どもの就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

（1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続きが開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

（2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市町村教育委員会による障害のある子どもの教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子どもについて
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子どもについて
- ・障害のある外国人の子どもについて

② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

（3）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子どもの教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直し、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子どもの教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

（4）情報の引継ぎ（第3章の11関係）

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容

等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するような解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実に図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子どもの障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）ⅰ.視覚障害、ⅱ.聴覚障害、ⅲ.知的障害、ⅳ.肢体不自由、ⅴ.病弱・身体虚弱、ⅴ.言語障害、ⅴ.自閉症、ⅴ.情緒障害、ⅴ.学習障害、ⅴ.注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

(2) 関係資料

① 保護者向け就学相談案内 (宮古市)

② 就学までの流れ

就学相談の主な流れ

相談受付
就学前教育施設等(在宅の方は直接)を通して、日程の調整を行います
就学相談用シートに記入をしていただきます。

面談
各所属する園等を会場に面談を行います。
こどもの成長の様子や園や家庭での様子についてお話を伺います。

学校見学・発達相談
必要に応じて、ご案内します。

教育支援委員会等
相談の資料やこどもの様子をもとに、教育、医療、福祉、保健等の総合的な観点から、こどもにとって望ましい学びの場について検討します。

保護者の方への連絡・相談
検討結果を受けて、教育委員会から所属する園を通じて保護者に就学先について提案をします。
保護者の方の意向を踏まえて、就学先についての相談を継続します。

就学先の決定
相談を踏まえ、保護者が就学先について決定します。

就学先への引継ぎ(PASSの作成)
これまで取り組んできたことやその効果、配慮することなど所属する園の先生方に作成いただき就学先へ引き継ぎます

入学

教育支援委員会とは?
教育委員会の要請した委員が、支援や配慮が必要な子どもにあった就学(先)について検討する点です。教育や医療などの専門知識を持つ委員が、資料や保護者の意見をもとに話し合いをし、結果は教育委員会から

⑤ 就学相談 Q&A

Q. 就学の相談は、いつからできますか?
A. いつからでもできます。
まずは、お子さんが通っている幼稚園や保育所、小学校や中学校に相談してみましょう。宮古市教育委員会(学校教育課)に直接相談することもできます。

Q. 学校見学をすることはできますか?
A. できます。
宮古市教育委員会(学校教育課)で日程等を調整しますので、所属している幼稚園や保育所、小学校や中学校を通じて希望を伝えてください。

Q. 学校見学や体験入学を行うと、その学校(学級)に入学・入級しなければなりませんか?
A. 学校見学や体験入学をしたからといって、必ずしも入学(入級)する必要はありません。お子さんにあった環境かどうか、じっくり見学してみましょ。

Q. 特別支援学級に在籍すると、通常学級で学ぶ機会はないのでしょうか?
A. 交流学級という機会があります。
特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人に、交流先の学級が決まられており、交流や共同学習として、学校行事や給食、清掃、学年や学級活動などの機会を通じて児童生徒が活動を共にします。
また、児童生徒や学級の状況によっては、総合的な学習の時間や音楽、図画工作(美術)などの学習の場においても、交流や共同学習が実施されることがあります。

Q. 特別支援教育支援員は、どんなことをするのですか?
A. 特別な支援が必要な児童生徒が学校生活を安心して送れるように、学校と教育委員会が話し合い、担任の補助員として配置しています。日常生活の介助や学習時の支援、健康や安全の確保、行事における介助などが行われます。一冊冊

保護者のみなさまへ

就学 にむけての 相談のご案内

① 就学相談の目的

こどもの**可能性を最大限伸ばすこと**を目指します

こども一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、生き生きと学校生活を送るために、こどもの様子や保護者の考えを伺いながら、本人に大事なものは何かを考え、望ましい学びの場が実現するように、保護者の方や幼稚園、保育所の先生方と一緒に考えていきます。

また、保護者の心配事について、直接相談できる場を設けることで、安心して入学式を迎えられるようにしていきます。

<内容>

- こどもの成長・発達面、健康面(内部疾患、身体機能面、聴聴、弱視等)、社会性、学習面に関する相談
- こどもに必要な教育的環境整備、合理的配慮に関する相談
- 学校生活に関する情報の提供と就学先への引継ぎに関する相談

就学相談に関する問合せは
宮古市教育委員会 学校教育課 特別支援課(TEL: 0196-22-1111)

③ こどもに合った就学の仕組み

性格や成績、運動能力、得意なことや苦手なこと、好きなことや苦手なこと、一人一人違います。
その子の個性がなんであるか、何が得意で、何に困っているかを理解して、一人一人に応じた環境や指導法(学習法)を考えます。

こどもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します

小学校・中学校では、**学校全体で支援します!**

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が行われています。

- 通常の学級に在籍している支援を必要とするこどもだけでなく、すべてのこどもの特性に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導(こどもの教室)」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています。

特別支援学級では...
● 専門性を生かした特別支援教育を行います!
● 特別支援学級とは、障りの程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学級です。
● 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(幼稚園のある特別支援学校もあります)

対象: 複習障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、身体運動障

一人一人に応じた指導
● 指導者・専任教員による個別指導を行うことにより、障がいによる学習上の課題を克服し、学習意欲を高めるための指導を実施(「ゆとり」を重視しています。また、障がいの程度に応じて、個別指導や小グループでの指導も実施されています)

教育的・巡回指導など
● 障がいのあるこどもの学習上の課題を克服し、学習意欲を高めるための指導を実施(「ゆとり」を重視しています。また、障がいの程度に応じて、個別指導や小グループでの指導も実施されています)

交流及び共同学習
● 特別支援学級では、障りの程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学級です。
● 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(幼稚園のある特別支援学校もあります)

対話・進学
● 特別支援学級では、障りの程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学級です。
● 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(幼稚園のある特別支援学校もあります)

相談
● 特別支援学級では、障りの程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学級です。
● 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(幼稚園のある特別支援学校もあります)

助言・援助
● 特別支援学級では、障りの程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学級です。
● 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(幼稚園のある特別支援学校もあります)

さまざまな支援体制
● 特別支援学級では、障りの程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学級です。
● 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(幼稚園のある特別支援学校もあります)

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします!

教育 特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員

医療 特別支援学級担任、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員

保健 特別支援学級担任、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員

福祉 特別支援学級担任、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員

別働 特別支援学級担任、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員

その他 特別支援学級担任、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員、特別支援学級担任補助員

宮古市内の 特別支援学級・特別支援学校 (令和4年度)

特別支援学級	特別支援学校	特別支援学級	特別支援学校
宮古第一小学校	宮古第一中学校	宮古第一小学校	宮古第一中学校
宮古第二小学校	宮古第二中学校	宮古第二小学校	宮古第二中学校
宮古第三小学校	宮古第三中学校	宮古第三小学校	宮古第三中学校
宮古第四小学校	宮古第四中学校	宮古第四小学校	宮古第四中学校
宮古第五小学校	宮古第五中学校	宮古第五小学校	宮古第五中学校
宮古第六小学校	宮古第六中学校	宮古第六小学校	宮古第六中学校
宮古第七小学校	宮古第七中学校	宮古第七小学校	宮古第七中学校
宮古第八小学校	宮古第八中学校	宮古第八小学校	宮古第八中学校
宮古第九小学校	宮古第九中学校	宮古第九小学校	宮古第九中学校
宮古第十小学校	宮古第十中学校	宮古第十小学校	宮古第十中学校

先生以外の人も学びや生活を応援しています

- 特別支援教育コーディネーター
- 特別支援教育支援員
- 介助員
- 放課後学習支援員
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー(SSW)
- 他

④ 小学校での学校生活

小学校 1年生の学校生活を紹介します。

授業時間は、1 時限が 45 分間(※1 時限は授業の単位)

通常学級の 1 年生は、4 日 5 時限×週 5 日=週 25 時限

教科と時限数は、1 週あたりおおよそ

- ・国 語: 9 時限
- ・算 数: 4 時限
- ・生 活: 3 時限
- ・音 楽: 2 時限
- ・図画工作: 2 時限
- ・体 育: 3 時限
- ・道 徳: 1 時限
- ・特別活動: 1 時限

※1 時限は授業の単位

1年生の時間割の例

月	火	水	木	金
読書 朝会	朝学習	8:15 - 8:35		
朝の会		8:35 - 8:45		
1 国語 算数 国語 算数 算数		8:45 - 9:30	1 国語 国語 国語 国語 国語	
2 体育 国語 国語 国語 算数		9:35 - 10:20	2 体育 算数 体育 算数 算数	
		10:20 - 10:40		中間休み
3 国語 音楽 算数 体育 音楽		10:40 - 11:25	3 国語 音楽 国語 体育 音楽	
4 国語 道徳 生活 生活 国語		11:30 - 12:15	4 算数 国語 生活 道徳 国語	
		12:15 - 13:00		給食
		13:00 - 13:30		昼休み
		13:30 - 13:50		掃除
5 生活 国語 国語 算数 算数		13:55 - 14:40	5 生活 生活 生活 生活 生活	
		14:40 - 14:50		朝会

※1 時限は授業の単位

* A 3 版両面カラー印刷 三つ折りにして使用

(3) 支援ファイルの紹介 (様式)

① 個別の支援シート (一関市)

個別の支援シート 「ISS」(いっす)	
I chinoseki	一関
I ndividual	個別
S uport	支援
S ystem	システム
進学校 一関市立 小学校	
さんの支援シートです	
作成機関:	
<p>ISSの引き継ぎについて</p> <p>入学にあたり、お子さんも保護者も新たな環境に大きな期待を抱くと同時に大きな不安を抱いているものです。</p> <p>このシート(ISS)は、その不安を少しでも和らげられるように、お子さんの特性や必要な支援の要点を保護者と共にまとめ、引き継いで行くためのシートです。</p> <p>ISSを使って引き継ぐことにより、保護者と学校が基本情報を共有し、お子さんの特性を理解し、早期からの支援や配慮に結びつけることができます。</p> <p>また、お子さんの所属が変わる時も必要な書類を添付し、引き続き支援や配慮が受けられるように願っています。</p>	
一関市教育委員会	

個別の支援シート（I I S S）

保護者記入用紙

（幼児期から小学校への引継ぎ資料）

記入日：令和 年 月 日

ふりがな				
幼児氏名	男・女			
生年月日	平成 年 月 日生 歳 か月			
現住所	〒 _____			
	岩手県一関市			
	連絡先電話 _____ 【自宅・携帯・その他（ ）】			
就学予定校	立		小学校	
幼稚園・保育園など	園			
家族	続柄	氏名	年齢	勤務先・学校
診断名等 (ある場合)	診断名			
	医療機関名			
保護者から ①生活面 ②行動面 ③対人関係面 ④その他				
同意書	個人情報保護に関する法律、及び一関市個人情報保護条例に基づき、必要情報を個別の支援シート（I I S S）としてまとめ、引き継いでいくことに同意します。 また、保護者が特別な申し立てをしない限り、必要に応じて関係機関が連携する際の資料とすることにも同意します。 年 月 日 保護者氏名			

（令和6年度）

個別の支援シート（I I S S） 幼児氏名

関係機関・幼稚園・こども園・保育園記入用紙
(記入日 年 月 日)

本児の 特性				
園の 主な支援	項目	園での支援内容		重要度
	生活面			
	行動面			
	対人関係面			
	その他			
関係機関 からの 情報 (病院・ こども家 庭課等)				
心理検査 等の記録	検査機関	検査の種類	検査日	検査結果
			令和 年 月 日 (歳 か月)	
			令和 年 月 日 (歳 か月)	

個別の支援シート（I I S S）

保護者記入用紙

（幼児期から小学校への引継ぎ資料）

記入日：令和 年 月 日

ふりがな					
幼児氏名	男・女				
生年月日	平成 年 月 日生 歳 か月				
現住所	〒 -				
	岩手県一関市				
	連絡先電話 【自宅・携帯・その他（ ）】				
就学予定校	立 小学校				
幼稚園・保育園など	園				
家族	続柄	氏名	年齢	勤務先・学校	
診断名等 (ある場合)	診断名				
	医療機関名				
保護者から ①生活面 ②行動面 ③対人関係面 ④その他	<p>① 生活面 ② 行動面 ③ 対人関係面 を記入してください。 保護者の思い、希望、配慮してほしいこと などについて記入してください。</p> <p>④ その他には 身体的特徴や既往歴・服薬の状況等、 小学校で配慮してほしいことがあれば 記入してください</p>				
同意書	個人情報保護に関する法律、及び一関市個人情報保護条例に基づき、必要情報を個別の支援シート（I I S S）としてまとめ、引き継いでいくことに同意します。 また、保護者が特別な申し立てをしない限り、必要に応じて関係機関が連携する際の資料とすることにも同意します。				
	年 月 日 保護者氏名				

（令和6年度）

個別の支援シート (I I S S) 幼児氏名

関係機関・幼稚園・こども園・保育園記入用紙
(記入日: 令和 年 月 日)

本児の特性	<ul style="list-style-type: none"> ことばの理解が乏しいが、周りを見て理解したり、動いたりすることができ 新しいことや、初めてのことで、初めての人に対して警戒心や不安感が強く、抵抗を示すことが多いが、事前に説明をすることで安心して過ごすことができる。 変更があると不安定になりやすく、自分の思いを通そうとするが、更があることと、理由をわかるように知らせると納得できる。 着替えや、片付けなど基本的なことではできるが、気持ちの切り替えが難しいと、取り組みなくなる。 周りにちょっかいを出すことが多い。 自分の思ったようにならないと癇癪を起こすことがある。 相手の気持ちの理解や自分の気持ちの表現が難しく、暴れることがある。 			記入日を記す
	<p>以下の項目を含めながら、本児の基本的な特性・様子をまとめてください</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語理解について(乏しさ等) 場面変化や新規場面の様子 行動や気持ちの切り替え 対人関係 ・かんしゃく 感情のコントロール 等 			
園の主な支援	項目	園での支援内容		重要度
	生活面	<ul style="list-style-type: none"> 気持ちを切り替える時には、やることを急に指示するのではなく、徐々に気持ちを切り替えられるように事前に声をかけておくことが有効である。 それでも難しい時は、何度も声をかけるよりは、少しの間横をわすれにおいて、こる合いを見て声をかけると切り替えられる。 		優先順位が高いものから123で付けてください
	行動面	<ul style="list-style-type: none"> 言葉の理解が伴わないので、飽きてくるとうとうしても周りにちょっかいを出すことが多いので、視覚的に理解を促すような動きかけが必要である。 事前に行動を示すとともに、うまくいかなかったときにどのような行動をしたらいいかを教える必要がある。 		
	対人関係面	<ul style="list-style-type: none"> 自分の気持ちを言語化できるように、ことばでの感情表現の仕方を教える。 トラブルがあったときに子ども同士のやり取りを回復するなど、理解しやすい方法でお互いの気持ちを確認しながら、納得できるようにする。 感情の理解については、時間がかかるが、伝えていくことが大切である。 		
	その他			
現在の具体的な支援内容を記入してください				
関係機関からの情報(病院・こども家庭科等)	<p>療育教室等の情報については、子ども家庭課で記入します。</p> <p>検査結果は、子ども家庭課で記入します。</p>			
心理検査等の記録	検査機関	検査の種類	検査日	検査結果
	児童相談所	田中ビネーV	年 月 日 (歳 か 月)	知的能力は平均。ただし、ことばの理解が乏しく、課題が理解できないことがあった。詳細は別紙。
			年 月 日 (歳 か 月)	

② 就学支援シート（盛岡市）



就学支援シート

盛岡市教育委員会 学校教育課

「就学支援シート」は、盛岡市内に居住する幼児が、就学後の生活・学習を円滑にスタートすることができるように、保護者が幼稚園・保育所等と協力して作成するものです。

「就学支援シート」作成後は、就学予定の学校に提出してください。

1 お子様についての連絡先等

保護者記入欄

お 子 様		保 護 者	
ふりがな 氏 名		ふりがな 氏 名	
生年月日	平成 年 月 日生	続 柄	父・母・その他（ ）
住 所	盛岡市	電 話	固定（ - ） 携帯（ - - ）
現在通っている幼稚園・保育所等の名称			
私（保護者）は、就学予定の学校が、「就学支援シート」の記載内容をもとに、私（保護者）や幼稚園・保育所、福祉・医療機関等と連絡を取り合ったり、指導計画等を共有したりすることに同意します。			㊟

2 お子様の好きなこと、苦手なこと

保護者記入欄

・

3 お子様の発育や成長の様子

保護者記入欄

これまでに通った療育機関 例：わらしこ教室 いるか教室 ひまわり学園 親子教室 ○○病院○○教室 児童発達支援施設		年	月	～	年	月
		年	月	～	年	月
		年	月	～	年	月
		年	月	～	年	月
		年	月	～	年	月
これまでに通った 幼稚園・保育所等		年	月	～	年	月
		年	月	～	年	月
		年	月	～	年	月
これまでに通った 病院	病院名	診療科	現在			
			【終了 継続】			
			【終了 継続】			
			【終了 継続】			
現在の医学的診断	診断【あり なし】 診断名					
服薬	服薬【あり なし】 薬名					
手帳	手帳【あり なし】	身体障害者手帳（	種	級）	療育手帳【	
			A	B	】	精神障害者保健福祉手帳（
					級）	

4 お子様について、心配なことや気になること

保護者記入欄

.

5 家庭や幼稚園・保育所等でのお子様の様子

保護者記入欄 (記入者)		幼稚園・保育所等記入欄 (記入者)
家庭や地域でのお子様の様子 ()内には、○・△・×をご記入ください。 下半分の欄は、補足等があればご記入ください。		幼稚園・保育所等でのお子様の様子や園等における支援の内容
生活面	<input type="checkbox"/> 一人で着替える <input type="checkbox"/> 偏食せずに箸を使って食べる <input type="checkbox"/> 一人で大便をする <input type="checkbox"/> 夜9時までには寝る	
運動面	<input type="checkbox"/> 歩いたり走ったりする <input type="checkbox"/> スキップする <input type="checkbox"/> 人の動きを真似して踊る <input type="checkbox"/> 紙の端をそろえて折る	
行動面	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断して安全に行動する <input type="checkbox"/> 遊びから次の活動にスムーズに移る <input type="checkbox"/> 食事中やお客さんの前などで座っている <input type="checkbox"/> おもちゃやお菓子などを我慢する	
ことば・かず	<input type="checkbox"/> 指示を聞いて行動する <input type="checkbox"/> 正しい発音で話す <input type="checkbox"/> ひらがなで書かれた自分の名前を読む <input type="checkbox"/> 積み木など、5つ数えて渡す	
人とのかかわり	<input type="checkbox"/> 友達とかかわりながら遊ぶ <input type="checkbox"/> 友達と順番に物を使う <input type="checkbox"/> 約束やルールを守って遊ぶ <input type="checkbox"/> 友達同士で身近なことについて話をする	

- 「就学支援シート」だけでは伝えきれないことがある場合や、参考になる資料（医療・相談機関等における検査結果、実際に使用している教材の写真等）がある場合は、その資料を添付ください。
- 「就学支援シート」の具体的な記入方法については、在籍する幼稚園・保育所や盛岡市教育委員会学校教育課（639-9045）にお問い合わせください。
- 就学先の学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者の方や幼稚園・保育所等と連絡を取り合いながら、お子さんへの理解を深め、適切な指導と必要な支援の検討を行ってください。

「就学支援シート」は、個人情報であるため、提出を受けた学校では、**厳重に保管願います。**

問い合わせ先

盛岡市教育委員会 学校教育課 TEL 019-639-9045

初版 平成 28 年 3 月
第 2 版 令和 7 年 5 月
特別支援教育指導資料No.43

教育支援のためのガイドライン

改訂版

発行者 岩手県教育委員会事務局学校教育室
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-6142 (直通) FAX 019-629-6144

